

**Special
Olympics**
Nippon
Tokushima



知的障害のある人にスポーツを

2021 年度総会資料

認定特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・徳島

事務局 〒770-0005 徳島県徳島市南矢三町 2 丁目 1-59

障がい者交流プラザ内

TEL 088-634-3173

FAX 088-634-3177

URL <http://www.son-tokushima.or.jp/>

E-mail office@son-tokushima.or.jp

公益財団法人 スペシャルオリンピックス日本

事務局 〒105-0003 東京都港区西新橋 2-22-1

西新橋 2 丁目森ビル 7 階

TEL 03-6809-2034

FAX 03-3436-3666

URL <http://www.son.or.jp/>

E-mail tokyo_office@son.or.jp

理事会・社員総会 次第

日時 2021年1月31日（日）

場所 障がい者交流プラザ3F 事務局

2021年理事会 13:00～14:00

- 議題 ①2020年度事業報告ならびに収支決算承認の件
②2021年度事業計画ならびに収支予算承認の件
③その他

2021年社員総会 受付 13:50～ 14:00～14:50

- 議題 ①2020年度事業報告ならびに収支決算承認の件
②2021年度事業計画ならびに収支予算承認の件
③その他

2021年1月31日



ご挨拶
「Go For Challenge ～勇気と元気～」

認定特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・徳島
理事長 田所 健作

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

昨年は新型コロナの影響をもろに受け、ほとんどの活動が休止となりました。2月開催予定だった冬季ナショナルゲーム・北海道を始め、日常のプログラムだけでなく、毎夏、他地区のS0の皆様と交流をはかっていた阿波踊りも中止となり、特にアスリートの皆さん、そしてファミリー、コーチ、ボランティアの方々もさみしい思いをされたことと推察いたします。

このような状況にあっても、なお多くの方々から暖かいご支援やご寄付を賜り心から感謝いたします。

今後の活動再開につきましては、S0日本の方針に沿って、連絡を取り合いながら準備を進めてまいります。

現在SON・徳島で行われているスポーツプログラムは、競泳、サッカー、自転車、テニス、バスケットボール、バドミントン、フロアホッケー、フライングディスク、陸上競技の9種目、これに文化的プログラムのダンスを合わせて10種目です。

このような活動において、S0国際本部やS0日本が推進する「ユニファイドスポーツ（知的障がいのある方とない方がチームやペアを組んでトレーニングや競技をする）」を少しずつでも広げていきたいと考えています。

そして、阿波踊りが今年開催される運びとなれば、他地区のS0の仲間と共に参加できればと願っています。

こうしたS0におけるアスリートの活動の一つ一つが、インクルージョン社会の発展に寄与するものと確信し、下記の基本方針とともに、「Go For Challenge～勇気と元気～」をテーマとして掲げさせていただきます。

本年も皆様からのご支援やご指導のほど、よろしくお願いいたします。

■■2021年度基本方針■■

1. 感謝の気持ちを大切に皆様に愛される組織作りを目指します。
2. アスリート、ボランティアが気軽に参加できるよう明るく楽しいプログラムを提供します。
3. ユニファイドスポーツの展開とともにコーチングのスキルアップを目指します。
4. 総合的な健康を願い、スポーツプログラムを基底に、文化的プログラムも展開していきます。
5. 活動を行なうために必要な資金を持続的に得る体制の確立を目指します。
6. 各種関係団体との連携を図り、より充実、信頼される活動を目指します。
7. 誰もが安心して活動できる危機管理体制を構築します。

2020年活動一覧

月日	曜日	時間	タイトル	場所
1月5日	日	09:00~11:00	テニスP	徳島市立川内スポーツセンター
1月5日	日	15:00~17:00	バドミントンP	障がい者交流プラザ体育館
1月7日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
1月8日	水	19:00~21:00	競泳P	障がい者交流プラザプール
1月8日	水	19:00~21:00	1月運営委員会/SP委員会	障がい者交流プラザ3F事務局長会
1月10日	金	19:00~21:00	ボウリングP	スエヒロポウル
1月11日	土	15:00~	宿泊訓練(予定) 12日 9:00まで	徳島市青少年交流センター(論田町)
1月11日	土	15:00~17:00	フロアホッケーP	障がい者交流プラザ体育館
1月13日	月	10:00~12:00	ダンスクラブ(ヒップホップ入門・バラスポーツフェスティバル練習)	障がい者交流プラザ3階研修室
1月13日	月	14:00~	ダンスクラブ(入門)	障がい者交流プラザ3階研修室
1月13日	月	15:00~18:00	バドミントンP	B&G 海洋センター体育館(論田町)
1月14日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
1月15日	水	19:00~21:00	競泳P	障がい者交流プラザプール
1月17日	金	19:00~21:00	ボウリングP	スエヒロポウル
1月18日	土	15:00~17:00	サッカーP	障がい者交流プラザ体育館
1月19日	日	09:00~11:00	テニスP	徳島市立川内スポーツセンター
1月19日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島中央公園
1月19日	日	13:00~14:00	フライングディスク体験会	障がい者交流プラザ体育館
1月19日	日	14:00~15:00	ダンスクラブ活動(入門)	障がい者交流プラザ3Fプレイルーム
1月19日	日	15:00~17:00	フロアホッケーP	障がい者交流プラザ体育館
1月20日	月	18:00~21:00	バスケットP	とくぎんトモニアリーナ(徳島市立体育館)
1月21日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
1月24日	金	19:00~21:00	ボウリングP	スエヒロポウル
1月25日	土	09:00~09:50	ダンスクラブ活動(バラスポーツオープニング前日リハーサル練習)	障がい者交流プラザ体育館
1月25日	土	12:00~15:00	バドミントンP	B&G 海洋センター体育館(論田町)
1月26日	日	09:00~09:30	バラスポーツフェスティバル・オープニングダンスパフォーマンス	障がい者交流プラザ体育館
1月26日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島中央公園
1月26日	日	13:00~13:50	理事会	ホテルサンシャイン徳島アネックス館
1月26日	日	14:00~14:50	総会	ホテルサンシャイン徳島アネックス館
1月26日	日	15:00~17:30	コーチクリニック(GO、A理解)	ホテルサンシャイン徳島アネックス館
1月26日	日	18:00~20:00	新年の集い	ダイニングひなた
1月27日	月	18:00~21:00	バスケットP	とくぎんトモニアリーナ(徳島市立体育館)
1月28日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
月日	曜日	時間	タイトル	場所
2月1日	土	12:00~15:00	バドミントンP	B&G 海洋センター体育館
2月2日	日	09:00~15:00	ぶらざタウン(社会貢献活動体験会)に参加団体として参加	とくしまけ県民活動プラザ
2月2日	日	15:00~17:00	テニスP	障がい者交流プラザ体育館
2月3日	月	18:00~21:00	バスケットP	とくぎんトモニアリーナ(徳島市立体育館)
2月4日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
2月5日	水	19:00~21:00	競泳P	障がい者交流プラザプール
2月5日	水	19:00~21:00	2月運営委員会/SP委員会	障がい者交流プラザ3階事務局
2月8日	土	15:00~17:00	フロアホッケーP	障がい者交流プラザ体育館
2月9日	日	09:00~12:00	自転車競技プログラム	小松島競輪場
2月9日	日	12:00~14:00	陸上P	徳島市陸上競技場(田宮)

2月10日	月	18:00~21:00	バスケットP	とくぎんトモニアリーナ(徳島市立体育館)
2月12日	水	19:00~21:00	競泳P	障がい者交流プラザプール
2月14日	金	19:00~21:00	ボウリングP	スエヒロポウル
2月16日	日	09:00~11:00	自転車プログラム	眉山西部公園~眉山山頂(眉山西部駐車場集合)
2月16日	日	12:00~14:00	サッカーP	障がい者交流プラザ体育館
2月16日	日	15:00~17:00	フロアホッケーP	障がい者交流プラザ体育館
2月17日	月	18:00~21:00	バスケットP	とくぎんトモニアリーナ(徳島市立体育館)
2月18日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
2月19日	水	19:00~21:00	競泳P	障がい者交流プラザプール
2月22日	土	15:00~17:00	テニスP	障がい者交流プラザ体育館
2月23日	日		陸上P(第47回鳴門クロスカントリー大会参加) /	場所:鳴門ウチノ海総合公園
2月24日	月	09:00~10:30	ダンスクラブA	障がい者交流プラザ3階 研修室
2月24日	月	11:00~12:00	ダンスクラブB(入門クラス)	障がい者交流プラザ3階 研修室
2月25日	火	19:00~21:00	ボウリングP	石井ポップジョイ
月日	曜日	時間	タイトル	場所
3月1日	日	13:30~15:00	臨時理事会	SON・徳島 事務局
月日	曜日	時間	タイトル	場所
6月9日	火	19:00~20:00	ボウリングP	ポップ・ジョイ石井ボウリング場
6月15日	月	18:00~21:00	バスケットボールP	徳島市立体育館(とくぎんトモニアリーナ)
6月16日	火	19:00~20:00	ボウリングP	ポップ・ジョイ石井ボウリング場
6月22日	月	18:00~21:00	バスケットボールP	徳島市立体育館(とくぎんトモニアリーナ)
6月23日	火	19:00~20:00	ボウリングP	ポップ・ジョイ石井ボウリング場
6月29日	月	18:00~21:00	バスケットボールP	徳島市立体育館(とくぎんトモニアリーナ)
6月30日	火	19:00~20:00	ボウリングP	ポップ・ジョイ石井ボウリング場
月日	曜日	時間	タイトル	場所
7月1日	水	19:00~21:00	競泳P	障がい者交流プラザプール
7月3日	金	19:00~20:00	ボウリングP	スエヒロポウル
7月5日	日	15:00~17:00	テニスP	障がい者交流プラザ体育館
7月8日	水	19:00~21:00	競泳P	障がい者交流プラザプール
7月10日	金	19:00~20:00	ボウリングP	スエヒロポウル
7月11日	土	15:00~17:00	バドミントンP	障がい者交流プラザ体育館
7月12日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島中央公園
7月26日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島中央公園
月日	曜日	時間	タイトル	場所
8月2日	日	09:00~11:00	自転車プログラム	津田海岸町、木材団地
月日	曜日	時間	タイトル	場所
9月20日	日	10:00~11:00	Zoomダンスクラブ活動	
月日	曜日	時間	タイトル	場所
10月4日	日	10:00~11:20	Zoomダンスクラブ活動	
10月18日	日	10:00~11:00	Zoomダンスクラブ活動	
月日	曜日	時間	タイトル	場所
11月1日	日	10:40~11:20	Zoomダンスクラブ活動	
11月4日	水	19:00~21:00	11月運営委員会	障がい者交流プラザ3F事務局
11月8日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島中央公園
11月15日	日	10:40~11:20	Zoomダンスクラブ活動	
11月22日	日	09:00~11:00	陸上P	徳島中央公園
11月28日	土		第39回徳島マスターズ駅伝大会へ参加(陸上P)	大塚スポーツパーク
月日	曜日	時間	タイトル	場所
12月2日	水	19:00~21:00	運営委員会	障がい者交流プラザ3F事務局
12月6日	日	10:00~11:20	ダンスクラブ活動	
12月13日	日		陸上P	徳島中央公園
12月13日	日	09:00~12:00	ジョギング・ウォーキングを楽しむ	徳島中央公園
12月20日	日	09:00~11:00	陸上P	鳴門市大森町

※スポーツプログラム数：58回



1 事業の成果

知的発達障害のある人たちが、様々なオリンピック競技種目に準じたスポーツトレーニングや競技会に年間を通じて参加することにより、健康を増進し、勇気を奮い、喜びを感じ、家族や、他のアスリート、そして地域の人々と才能、技能、友情を分かち合う機会を継続的に提供した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
地域社会における知的発達障害者のスポーツ振興のためのトレーニングプログラム、競技会、研修会の実施、並びに担当地域全体への事業の拡大	「S0 国際本部」のスキルに基づき、日常定常的にトレーニングプログラムを実施した。プログラムで着用するユニフォームを作成した。	1回2時間のプログラムを年間58回実施した。	障がい者交流プラザ・徳島市立体育館等県下公共施設ほか	延べ520人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア 延べ1,038人	257
	トレーニングプログラム活動中およびその往復中に備えるスポーツ保険に加入した。	3月		1人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア	23
	事業にかかる通信運搬費事務消耗品費・印刷費など	通年	障がい者交流プラザ	1人		100
S0 国際本部及びS0 日本等が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会やその他の会合への参加	参加予定であった2020年冬季ナショナルゲーム・北海道の荷物送料など	2月	北海道	8人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア 20人	18
この法人の活動に興味を示す団体あるいは個人に必要な資料、情報及び技術援助の提供	資料及び情報の提供を行った。	通年	障がい者交流プラザほか	3人	県民約100人	0
	事業にかかる通信運搬費事務消耗品費・印刷費など	通年	障がい者交流プラザ	1人		50
その他、知的発達障害者の地域社会における自立と社会参加を促進するための事業	新年の集いを実施し会員の交流を図った。	1月26日	ホテルサンシャイン徳島アネックス	3人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア57人	197
	クリスマス・オリエンテーリングウォーキングを実施し、会員の交流を図った。	12月13日	徳島中央公園	2人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア29人	0

	事業にかかる通信運搬費 事務消耗品費・印刷費など	通年	障がい者交 流プラザ	1人		64
定款の事業活動 を行うための事 務局運営	家賃・水道光熱費・通信運 搬費・事務消耗品費・備品 消耗品費・印刷費・会議費・ 謝金・アルバイト給料・接 待交際費・広報啓発費・修 繕費ほか	通年	障がい者交 流プラザ 団体事務室	5人	会員 462人	1,295

(2) 収益事業 実施なし

SON・徳島会員数 2020年12月31日現在

アスリート	125名
ファミリー	151名
コーチ	28名
ボランティア	158名
計	462名
社員数	75名
賛助会員数	55名
登録会員数	332名
合計	462名

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

スペシャルオリンピックス日本・徳島

[税込] (単位:円)

自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

助成金収入	150,000	
入会金収入	25,000	
社員会員会費収入	340,000	
賛助会員会費収入	105,000	
法人賛助会費収入	490,000	
寄付金収入	1,255,463	
事業収入	384,640	
スポーツトレーニング	(183,730)	
資料情報技術提供	(9,500)	
地域社会参加	(159,610)	
保険料収入	(31,800)	
受取利息収入	384	
経常収入 計	384	2,750,487

【事業費】

その他経費	471,085	
スポーツトレーニング	(225,100)	
SON他地区	(17,711)	
地域社会参加	(196,634)	
施設使用料	(31,640)	
通信費	149,914	
事務消耗品費	16,871	
印刷経費	47,680	
保険料	23,058	
当期事業費 計	708,608	
合 計	708,608	
事業費 計		708,608

【管理費】

謝 金	60,000	
アルバイト給料	874,000	
法定福利費	2,464	
通 信 費	36,250	
水道光熱費	12,406	
事務用消耗品費	16,756	
印刷 経費	5,298	
地代 家賃	69,060	
諸 会 費	3,000	
慶 弔 費	16,500	
支払手数料	28,110	
減価償却費	128,205	
雑 費	42,830	
管理費 計	1,294,879	

経常収支差額	747,000
--------	---------

[その他資金収支の部]

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

スペシャルオリンピックス日本・徳島

[税込] (単位:円)

自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日

【その他資金収入】		
受取助成金	2,000,000	
その他資金収入 計		2,000,000
【その他資金支出】		
その他資金支出 計		0
当期収支差額		2,747,000
前期繰越収支差額		2,971,204
次期繰越収支差額		5,718,204
《正味財産増減の部》		
【正味財産増加の部】		
当期収支差額	2,747,000	
正味財産増加の部 計		2,747,000
【正味財産減少の部】		
正味財産減少の部 計		0
当期正味財産増加額		2,747,000
前期繰越正味財産額		9,606,951
当期正味財産合計		12,353,951

特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

スペシャルオリンピックス日本・徳島

[税込] (単位:円)
2020年12月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	12,841
現 金	238,704	流動負債 計	12,841
郵便 貯金	4,207,041	負債の部合計	12,841
徳銀 普通	60,233	正 味 財 産 の 部	
阿銀 普通	3,518,238	【正味財産】	
定期 預金	4,053,687	正味 財産	12,353,951
現金・預金 計	12,077,903	(うち当期正味財産増加額)	2,747,000
流動資産合計	12,077,903	正味財産 計	12,353,951
【固定資産】		正味財産の部合計	12,353,951
(有形固定資産)			
建 物	247,500		
工具器具備品	41,389		
有形固定資産 計	288,889		
固定資産合計	288,889		
資産の部合計	12,366,792	負債・正味財産の部合計	12,366,792

特定非営利活動に係る事業会計財産目録

スペシャルオリンピックス日本・徳島

[税込] (単位:円)

2020年12月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現金	238,704	
郵便貯金	4,207,041	
徳銀普通	60,233	
阿銀普通	3,518,238	
定期預金	4,053,687	
現金・預金計	<u>12,077,903</u>	

12,077,903

【固定資産】

(有形固定資産)

建物	247,500	
工具器具備品	41,389	
有形固定資産計	<u>288,889</u>	

288,889

固定資産合計

資産の部 合計

12,366,792

《負債の部》

【流動負債】

未払金	12,841	
流動負債計	<u>12,841</u>	

12,841

負債の部 合計

12,841

正味財産

12,353,951

監査報告書

2021年1月6日

認定特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・徳島
理事長 田所 健作 殿

監事

高岡 彰彦 
森岡 康司 

私は、2020年1月1日から2020年12月31日までの会計年度における会計及び業務の監査を行い、次の通り報告する。

1 監査の方法の概要

- (1)会計監査について、帳簿並びに関係書類を閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて計算書類の正確性を検討した。
- (2)業務監査について、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1)活動報告書は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の活動状況を正しく示していると認める。
- (2)事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3)理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄付行為に違反する重大な事実はないと認める。

1 事業の成果

知的発達障害のある人たちが、様々なオリンピック競技種目に準じたスポーツトレーニングや競技会に年間を通じて参加することにより、健康を増進し、勇気を奮い、喜びを感じ、家族や、他のアスリート、そして地域の人々と才能、技能、友情を分かち合う機会を継続的に提供する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
地域社会における知的発達障害者のスポーツ振興のためのトレーニングプログラム、競技会、研修会の実施、並びに担当地域全体への事業の拡大	「S0 国際本部」のスキルに基づき、日常定常的にトレーニングプログラムを実施する。	1回2時間のプログラムを年間220回実施。	障がい者交流プラザ・徳島市立体育館等県下公共施設ほか	延べ600人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア 延べ3,500人	1,100
	トレーニングプログラム活動中およびその往復中に備えるスポーツ保険に加入する。	3月	障がい者交流プラザ	1人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア	50
	事業にかかる通信運搬費・事務消耗品費・印刷費など	通年	障がい者交流プラザ	1人		150
S0 国際本部及びS0 日本等が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会、会合への参加	S0 国際本部、S0 日本及びS0 他地区が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会、会合へ参加する。		東京都ほか、	延べ50人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア	500
	ボランティアコーチを対象に、コーチクリニックを実施する。	未定	障がい者交流プラザ	5人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア	50
	事業にかかる通信運搬費・事務消耗品費・印刷費など	通年	障がい者交流プラザ	1人		100
この法人の活動に興味を示す団体あるいは個人に必要な資料、情報及び技術援助の提供	資料及び情報の提供を行う。	随時	障がい者交流プラザほか	3人	県民約100人	0
	事業にかかる通信運搬費・事務消耗品費・印刷費など	随時	障がい者交流プラザほか	1人		10

法人の活動に携わるボランティアへの各種の研修プログラムの提供	ボランティア研修会の開催は実施予定なし	随時				0
知的発達障害者に関する一般社会の理解をより深めるための広報・啓発事業	広報パンフレットを作成し情報提供を行う。	随時	障がい者交流プラザほか	3人	県民約100人	0
	事業にかかる通信運搬費・事務消耗品費・印刷費など	通年	障がい者交流プラザ	1人		20
その他知的発達障害者の地域社会における自立と社会参加を促進するための事業	県外のSO会員と共に徳島市の阿波踊りに参加、演舞場へ踊りこみ、会員の社会参加を図る。	8月12日	徳島市	5人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア120人	400
	クリスマス会を実施し、会員の交流を図る。	12月4日		3人	アスリート、ファミリー、コーチ、ボランティア40人	5
	事業にかかる通信運搬費・事務消耗品費・印刷費など	随時	障がい者交流プラザ	1人		20
定款の事業活動を行うための事務局運営	家賃・水道光熱費・通信運搬費・事務消耗品費・印刷費・会議費・給与ほか	通年	障がい者交流プラザ	5人	会員466人	1,405

(2) 収益事業 計画なし

特定非営利活動に係る事業会計活動予算書

スペシャルオリンピックス日本・徳島

(単位:円)

自 2021年1月1日 至 2021年12月31日

《経常収入の部》

[経常収入の部]

【経常収入】

入会金収入	10,000
正会員会費収入	350,000
賛助会員会費収入	100,000
法人賛助会費収入	500,000
寄付金収入	1,550,000
助成金収入(共同募金会)	400,000
事業収入	
スポーツトレーニング(参加者からの収入)	100,000
SON 他地区競技会(参加者からの収入)	400,000
地域社会参加	400,000
(阿波踊り、例年どおり)	(400,000)

経常収入計

3,810,000

《経常支出の部》

[経常支出の部]

【事業費】

スポーツトレーニング	1,000,000
会議費(SON, 他地区)	100,000
SON 他地区競技会	400,000
地域社会参加	405,000
(阿波踊り、例年どおり)	(400,000)
(クリスマス会)	(5,000)
研修費(コーチクリニックなど)	50,000
施設使用料	100,000
通信費	150,000
事務消耗品費	50,000
印刷経費	100,000
保険料(スポーツ保険料他)	50,000

事業費計

2,405,000

【管理費】

謝 金	60,000
アルバイト給料	840,000
法定福利費	3,000
通信費	30,000
水道光熱費	12,000
会議費	150,000
事務消耗品費	15,000
印刷経費	10,000
地代家賃	70,000
租税公課	7,000
諸会費	3,000
慶弔費	20,000
支払手数料	10,000
減価償却費	125,000
雑 費	50,000

**管理費計
経常支出計**1,405,0003,810,000

経常収支差額

0

当期正味財産増加額

0

前繰越正味財産額

12,353,951

当期正味財産合計

12,353,951



2020 年度ご支援いただいた企業・団体の皆様

スペシャルオリンピックス日本・徳島を支えていただいている企業・団体の皆様をご紹介します。
皆さまの活動へのご理解と温かいご支援に心から感謝申し上げます。

(五十音順)

- * (株)アスペック 様
- * 阿波製紙(株) 様
- * 石原金属(株) 様
- * 癒しの空間 Shalom 様
- * (有)円満 様
- * (株)加藤自動車相談所 様
- * (医)川島会 様
- * (株)北島コーポレーション 様
- * (株)北野商事 様
- * (株)キョーエイ 様
- * (一社)キラニコ 様
- * (税)Global Activation 様
- * (医)敬老会 様
- * (株)坂本工務店 様
- * 四国コカ・コーラボトリング(株) 様
- * (株)島本製作所 様
- * (株)ジャパンビバレッジ中四国 徳島支店 様
- * (株)壮光堂 様
- * 祖川幼児教育センター 様
- * 宝タクシー(株) 様
- * 徳島県倫理法人会 様
- * 徳島吉野川ライオンズクラブ 様
- * (株)徳島大正銀行 様
- * 徳島トヨタ自動車(株) 様
- * 南海熱学工業(株) 様
- * (株)ノズミ 様
- * 原田医院 様
- * (株)光建設 様
- * ヒューマンボランティア協会 様
- * (株)ファルコン 様
- * 富士ゼロックス四国(株)あいさとくらぶ 様
- * (株)みずほ銀行徳島支店 様
- * 明治大学校友会徳島県支部 様
- * 森興産(株) 様
- * ワールドプラスジム徳島あたけ店 様

2020年 活動記録



1/26 (日) 2020 年度総会・コーチクリニック・新年の集い 開催

【自転車プログラム】



鳴門ウチノ海総合公園周辺にて (練習風景)



鳴門ガレの森美術館・妙見山周辺にて (練習風景)

【陸上プログラム】



10/18 徳島マスターズ秋季総合記録会にアスリートが参加



11/28 徳島マスターズ駅伝にアスリート、ボランティアが参加

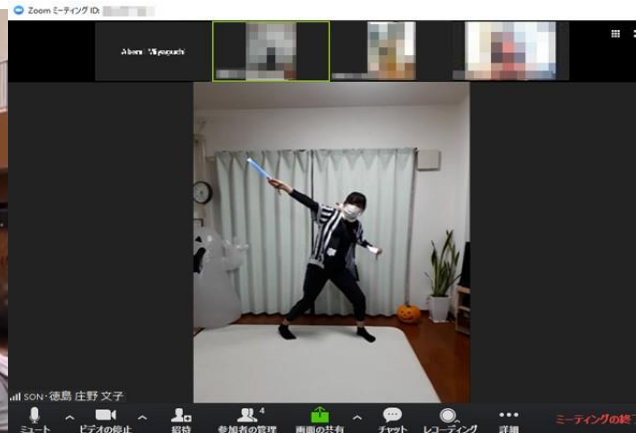


12/20 (日) 大麻町ジングルベルマラソンコースにて (パートナーとともに)

【ダンスプログラム】



1/26 障がい者交流プラザで開催されたパラスポーツフェスティバルオープニングでアスリートがダンスパフォーマンス



オンライン会議システム zoom を使ってオンラインダンス活動を実施



12/13 (日) SON・徳島 クリスマス会
オリエンテーリングウォークラリー



ウォーキングに向けての準備運動



ウォークラリーのあと、ダンスプログラムのメンバーによるダンスの披露

理事役員名簿

認定特定非営利活動法人 スペシャルオリンピックス日本・徳島
令和2年3月～令和4年2月末日

理事 18名

役名	氏名	住所		報酬
理事 理事長	田所 健作	徳島市かちどき橋4丁目14番地の1		無
理事 副理事長	阿部 晶彦	徳島市南沖洲一丁目4番37号		無
理事 副理事長	前田 雅史	徳島市東出来島町25番地		無
理事 事務局長	伊藤 洋治	徳島市南佐古四番町2番11号		無
理事	庄野 昌彦	徳島市西須賀町東開60-19		無
理事	埴淵 はるみ	徳島市末広4丁目2-60		無
理事	石原 譲	徳島市北沖洲三丁目7番3号		無
理事	島田 覚司	徳島市川内町鶴島17番地の6		無
理事	齋藤 智彦	徳島市大和町一丁目3番24号		無
理事	祖川 泰治	徳島市幡町2丁目7番地		無
理事	原田 昭仁	徳島市中前川町5丁目1番地の222	令和3年1月31日退任	無
理事	原田 和代	徳島市南前川町4丁目48		無
理事	澤 朋行	徳島市山城西2丁目64番地		無
理事	杉野 功祐	小松島市横須町11番18号		無
理事	福岡 正洋	徳島市津田町二丁目8番29-5号		無
理事	日浦 教和	板野郡藍住町富吉字豊吉66番地4		無
理事	山室 真一	鳴門市大津町大代247番地1		無
理事 会長	三谷 郁彦	板野郡北島町江尻旭光9番地の20		無

監事 2名

監事	森岡 康司	鳴門市瀬戸町明神字越浦146番地		無
監事	高岡 彰治	板野郡松茂町中喜来字稲本31-10		無

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・徳島という。

ただし、SO日本・徳島またはSON・徳島と略称することができる。

また、スペシャルオリンピックスはSOと略すことができ、エスオーと呼称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島市南矢三町二丁目1-59に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、知的障害のある人(以下、アスリートという)たちに、年間を通じてオリンピック競技種目に準じたさまざまなスポーツトレーニングと競技の場を提供することにより、アスリートの健康を増進し、自立と社会参加の促進を図るといふスペシャルオリンピックス(以下、「SO」という)の使命に則り、米国ワシントン特別区の非営利法人である「スペシャルオリンピックス」(以下「SO国際本部」という)に認証を受けた国内本部組織スペシャルオリンピックス日本(以下、SO日本)と協定を交わし、認証を受け、SO日本が定める諸規則に基づき運営し、担当地域全域にその事業を拡大するものとする。また、スポーツ活動の他、教育・文化的プログラム及びレクリエーション活動や地域社会における知的障害理解促進を図る活動等を通じ、多様な人々が互いに尊重しあい共に生きていく社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域社会における知的障害者のスポーツ振興のためのトレーニングプログラム、競技会、研修会の実施、並びに担当地域全体への事業の拡大
- (2) SO国際本部及びSO日本等が開催する競技会、トレーニングプログラム、研修会やその他の会合への参加

(3) この法人の活動に興味を示す団体あるいは個人に必要な資料、情報及び技術援助の提供

(4) この法人の活動に携わるボランティアへの各種の研修プログラムの提供

(5) 知的障害者に関する一般社会の理解をより深めるための広報・啓発事業

(6) その他、知的障害者の地域社会における自立と社会参加を促進するための事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

(1) スペシャルオリンピックス関連物品の販売

(2) チャリティ催事の開催

(3) チャリティスポーツの実施

(4) この法人の保有する無体財産権の提供を行う事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員及び社員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、法人の組織運営に関わる構成会員で、総会における議決権を有するもの。

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を賛助する個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの。

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費等)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助金を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会において正会員総数の2分の1以上の議決により、これを除名することができる。
- この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この法人の定款、諸規則や総会の決議等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

- 第12条 既納の入会金、会費及び賛助金、及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事 10名以上25名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事の中から、理事長1名、副理事長2名以内を置くこととする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。尚、理事は本法人の職員を兼ねることができる。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を

請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないが任期を継続するときは、連続3期までとする。ただし、総会において認めた場合は3期を超えて任期を継続することが出来る。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後の最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。尚、本項の規程による役員の任期については、前項ただし書の適用において算入しないものとする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に限り報酬を受けることができるが、その数は役員総数の3分の1の範囲以内とする。
- 2 前項の規定は、役員が職員を兼ねて職員としての給与を受けることを妨げない。
 - 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(名誉会長、会長、顧問及び参与)

- 第20条 当法人に、名誉会長、会長、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 名誉会長、会長、顧問及び参与は、学識経験者やスペシャルオリンピックス活動に理解の深い有識者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
 - 3 名誉会長、会長、顧問及び参与は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。
 - 4 名誉会長、会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、名誉会長、会長、顧問及び参与にはその職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金、会費及び賛助金の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第54条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長(理事長に事故ある時は副理事長)がこれにあたる。両者不在若しくは欠員のときは出席した正会員のなかから選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する

旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第55条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決及び定足数)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事会は在任理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 運営組織

(運営委員会と専門委員会)

第39条 この法人は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の議決を経て、運営委員会及び各専門委員会等の運営組織を置くことができる。

(運営委員会の構成と機能)

- 第40条 運営委員会は、理事又はスペシャルオリンピックスの活動に関して経験と知識ある者の中から理事長が選任する運営委員によって構成される。
- 2 運営委員会は理事長が主催し、理事会が委任したこの法人の日常業務を執行し、また、総会に付議すべき事項を

事前に審議し、理事会に提案する。

(専門委員会の構成)

第41条 専門委員会は、この法人の事業運営に伴って生じる専門的な問題について調査検討するために理事長が設置し、原則として理事または運営委員の中から理事長が選任する委員長と委員が選任する専門委員によって構成される。

(事務局)

- 第42条 この法人の事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局には事務局長及び必要な職員を置くことができる。
 - 3 職員の任免は、理事長が行う。
 - 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金および会費、賛助金
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) そのほかの収益

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

- 第47条 この法人の会計は、次のとおり区分する。
- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
 - (2) その他の事業に関する会計

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみ

なす。

(予備費の設定及び使用)

第50条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会にその専決権があるものとする。

(予算の追加及び修正)

第51条 予算作成後にはやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、3ヶ月以内に総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第55条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - (7) SO日本からの認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、教育、慈善、科学研究などを目的に組織運営されている知的障害のための法人、若しくは国の機

関の中から、総会で選定されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第58条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第11章 雑則

(細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。
会長 渡邊 謙
副会長 佃 喜一郎
事務局長 三谷 郁彦
理事 白石 光生
理事 田所 健作
理事 福島 正
理事 邊見 洋子
理事 穂田 英夫
理事 関口 佳彦
監事 森住 利夫
監事 埴淵 はるみ
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から翌年の通常総会の日までとする。ただし、この任期については第16条第1項ただし書の適用において算入しないものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、成立の日からその年の12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第53条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 入会金 正会員 個人 5,000円 団体 10,000円
(2) 年会費 正会員 個人 5,000円 団体 10,000円
- 7 第8条第2項の賛助金の額は総会で定めるものとするが、設立当初は次に掲げる額とする。
(1) 個人賛助金 年額 1口 3,000円
(2) 団体賛助金 年額 1口 10,000円

この印刷は富士ゼロックス四国株式会社の協賛をいただいております。

